奈良で飲食店を開業しませんか

奈良県制度融資の創業支援資金【飲食店認定枠】の利用で

利子・保証料率が　０％

で融資が受けられます

■融資対象者

県内で魅力のある飲食店を創業しようとする、または創業後１年未満の方で、優れた事業計画として知事の認定を受けた方

※個店として明確なコンセプトやアピールポイントがあるか等を審査します。

※本資金では、居酒屋、バー、スナック等アルコールの提供が中心の店、フランチャイズでの店舗運営は対象外です。

■融資限度額

１,５００万円（設備資金、運転資金）

（ただし、創業前の方は自己資金と同額まで）

■融資利率　　０％（無利子）

■担保・保証人　　保証料率　０％

ただし、奈良県信用保証協会の保証が必要

※別途、保証協会での審査があります

■融資期間　　７年以内（うち据置１年以内）

■取扱い金融機関

（順不同）

商工組合中央金庫奈良支店　りそな銀行　三菱ＵＦＪ銀行　三井住友銀行　みずほ銀行
南都銀行　京都銀行　紀陽銀行　関西みらい銀行　中京銀行　第三銀行
大和信用金庫　奈良中央信用金庫　奈良信用金庫　大阪シティ信用金庫
新宮信用金庫　北伊勢上野信用金庫　京都中央信用金庫　近畿産業信用組合

奈良県産業振興総合センター　商業・サービス産業課
ＴＥＬ：0742-31-9084　　ＦＡＸ：0742-34-6705
詳しくは　http://www.pref.nara.jp/31699.htm

R5 年度

創業支援資金（飲食店認定枠）　融資までの流れ

約１ヶ月～２ヶ月

県へ相談

当制度の利用を検討される場合は、まずは県にご相談ください。
※金融機関へも併せてご相談ください

事業計画書の作成

原則、公益財団法人　奈良県地域産業振興センター「奈良県よろず支援拠点」での事業計画書のブラッシュアップを受けていただきます。

奈良県よろず支援拠点 HP→

事業計画書の提出

提出先：奈良県産業振興総合センター　商業・サービス産業課
提出期限：令和５年１２月１５日（金）

審　査

提出いただいた事業計画書（添付書類も含む）を審査会で審査します。

認　定

審査を通過すれば、奈良県知事の認定書を交付します。
※奈良県知事の認定書の有効期限は、認定を受けた年度内です。

約１ヶ月～１ヶ月半

融資申込

融資を受けたい金融機関所定の書類に、奈良県知事の認定書を添えて直接申込を行ってください。
また、金融機関を経由して、「奈良県信用保証協会」への保証申込を同時に行うことになります。

金融機関等での審査

「金融機関」と「奈良県信用保証協会」が経営状況や事業内容の審査を行います。
※融資の是非は金融機関と「奈良県信用保証協会」が決定します。県が審査の内容に関与することはできません。

融資実行

開　業

※ご相談いただいてから融資実行までには、標準で約２ヶ月～３ヶ月程必要です。
事業計画書は、【12 月 15 日（金）】までにご提出ください。